

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7 本文-030 改1
提出年月日	2020年8月19日

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料
その他発電用原子炉の附属施設
補機駆動用燃料設備

(基本設計方針)

2020年8月

東京電力ホールディングス株式会社

2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針，適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
—	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.3 安全避難通路等，6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ（「5号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。））の駆動用燃料は，ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（「5号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。））に貯蔵する。【11条73】【52条63】</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）（「6,7号機共用」（以下同じ。）），可搬型代替注水ポンプ（A-2級）（「6,7号機共用」（以下同じ。）），大容量送水車（熱交換器ユニット用）（「6,7号機共用」（以下同じ。）），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）（「6,7号機共用」（以下同じ。））</p>

変更前	変更後
—	<p>又は大容量送水車（海水取水用）（「6,7号機共用」（以下同じ。）」のポンプ駆動用燃料は、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）燃料タンク（6,7号機共用）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）燃料タンク（6,7号機共用）、大容量送水車（熱交換器ユニット用）燃料タンク（6,7号機共用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）燃料タンク（6,7号機共用）又は大容量送水車（海水取水用）燃料タンク（6,7号機共用）に貯蔵する。</p> <p>軽油タンク（「重大事故等時のみ6,7号機共用」、「6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。）」は、可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（熱交換器ユニット用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）の燃料を貯蔵できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）、大容量送水車（熱交換器ユニット用）、大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）は、軽油タンクからタンクローリ（4kL）（6,7号機共用）及びホースを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>【62条8】【62条16】【62条47】【63条18】【63条33】【64条8】 【64条31】【64条61】【65条8】【65条32】【66条10】【66条22】 【67条19】【69条10】【69条16】【69条22】【69条27】【69条29】 【69条41】【70条5】【70条10】【71条13】【71条16】</p>
—	<p>2. 設備の共用</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクは、ディーゼル駆動消火</p>

変更前	変更後
	<p>ポンプの機能を達成するために必要となる容量を有することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。【15条35】</p>
<p>—</p> <p>—</p>	<p>3. 主要対象設備</p> <p>補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の対象となる主要な設備について、「表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト」に示す。</p>